
公益社団法人日本武術太極拳連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という。）理事会の議決に基づき、本連盟が我が国における武術太極拳界の統一組織として、その自覚と責任を持ち、武術太極拳の根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、武術太極拳の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理規程第4条に定める遵守事項の推進に関すること。
- (2) 本連盟会長の諮問に応じ、意見を具申すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委嘱)

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

委員は、委員長が本連盟理事、本連盟加盟団体役員及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成29年6月17日から施行する。